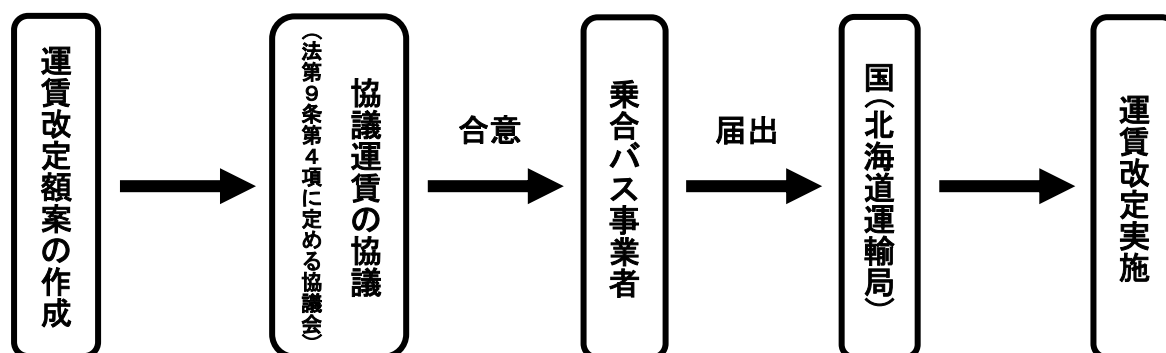


路線バスの協議運賃制度について

- 道路運送法（以下「法」という。）上、乗合バスの運賃は、原則として国が認可する上限の範囲内で、各バス事業者が決定するものであるが、この運賃を協議会での協議に基づき決定することも可能となっている（法第9条第4項）。
 - ➔ こうした方法で決定された運賃を「協議運賃」と言う。
- 今回は、本市で金額の共通化が図られている特区について、協議運賃による運賃改定を行いたい。
- 協議運賃に関する協議は、「法第9条第4項に定める協議会」にて行う必要がある。

【参考1】協議運賃の流れ



【参考2】道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 （1～3省略）

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。（以下省略）